

軽自動車税の課税（登録）及び廃止（廃車）に必要な手続き

1 現状 抹消登録（正規の廃車）の手続き（原則翌年度分以降の課税廃止）

	市町村に届出が必要		登録が必要な車両	車検が必要な車両	
車種	原動機付自転車 (125cc 以下)	小型特殊 自動車	二輪軽自動車(125cc 超 250cc 以下)	軽自動車 (三輪以上)	二輪小型自動車 (250cc 超)
手続き の窓口	市民課、各総合支所市民生 活課、各支所へ「 軽自動車税 廃車申告書兼標識返納書 (原動機付自転車・小型特 殊自動車)」を提出		宮城県軽自動車協会 (仙台市宮城野区中野)		東北運輸局宮城 運輸支局(仙台市 宮城野区扇町)
代行機関			石巻自動車協会(双葉町)		



書類の 回送		※「 軽自動車税申告書（報告書）消滅用 」が一括で市 民税課へ送付される
-----------	--	--

2 東日本大震災の特例（被災車両）

手続き 及び処理	「課税取消し申出書」により登録の廃止によらず H23 年度以降の課税を取消し処理 (自動車税と協調して相互の申出書を受理するなど手続きの簡素化と便宜を図る)
-------------	---



※震災分は要綱の策定後は手続きを移行する

3 要綱の施行後（登録廃止が手続きされない課税要件を満たさないと思われる車両）

	震災分を含む	要綱の制定で新たに対応するもの（1で手続きできないもの）				
原因	被災又は 事故車	解体済車	盗難車	所有者又は 車両が 所在不明	相続人不在	車検切れ 1年以上
手続き	課税取消（保留）申立書に		よる申請及び調査書により廃車困難車両の調査を実施			



	課税取消	課税保留
処理	挙証資料の添付がある場 合、原因日の翌年度以降を 課税取消	申立書及び職権調査分を含め、決定した翌年度以降を課 税保留
以降の 処理		課税保留決定後、2年を経過しても状況に変更が無い場 合、翌年度の課税台帳から登録を抹消する（職権により 廃車処分）